

知財報告についての Q&A

2026 年 6 月

NEDO 事業統括部 知的財産課

目次

1. 出願・登録	1
1-1. 出願人	1
1-2. 登録研究員でない発明者	1
1-3. 国内優先権主張を伴う出願	1
1-4. 米国仮出願後の手続き	2
1-5. 出願日の決定	2
2. 著作権・技術情報の封印	2
2-1. 著作権の報告タイミング	2
2-2. 再委託先からの封印申請	2
3. 報告の手続変更	3
3-1. 知財報告者の変更	3
3-2. 第三者との共同出願	3
3-3. 技術研究組合が解散	3
4. 知的財産権の移転	3
4-1. 知的財産権移転承認申請書の提出者	3
4-2. 個人への移転	4
4-3. 他者に承継する際の手続き	4
4-4. 古いプロジェクトにおける知的財産権の移転	4
4-5. 放棄・持分放棄・持分譲渡	5
4-6. 外資企業の取り扱い	5
4-7. 独占的通常実施権の許諾	5
4-8. 専用実施権設定の事前確約	5
4-9. 仮専用実施権の設定	6
4-10. 知的財産権の一部移転	6
4-11. 知的財産権の親（子）会社への移転	6
4-12. 外国特許権の独占的ライセンス	6
4-13. 著作権の独占的ライセンス	7
4-14. 合併先が国外の法人	7
4-15. 事後に権利を移転等すべきでない者であることが判明	7
4-16. 移転先からの更なる移転における事前承認義務	7
5. PMS の操作・利用申請	7
5-1. 該当する出願番号がない場合の対応	7
5-2. PMS に契約情報が未登録	8
5-3. 業務管理者が退職	8
6. その他	8
6-1. 知財報告の提出期限	8
6-2. NEDO からの受領連絡	8
6-3. 委託先が解散	9
6-4. 手続きの委託	9
6-5. 他機関へ事業移管後の知財報告	9

1. 出願・登録

1-1. 出願人

Q1-1：従業員や教授、学生等の個人を出願人としてもよいですか。

A1-1：委託業務の成果については、業務委託契約約款（以下「標準約款」という。）第 28 条の規定により、従業員等から受託者に帰属させる旨の契約を締結するか、その旨の内部規則を定めなければならないとしています。従業員や教授などの研究者個人の特許等を受ける権利は委託先の企業や大学等の法人に譲渡されることとなりますので、出願人は法人としていただくことが原則です。

従業員や教授、学生等の個人を出願人にするには、委託先に譲渡された特許を受ける権利を個人に移転する前に NEDO の事前承認を得る必要があります。

事案が発生した場合は NEDO 担当部署に早めにご相談ください。

1-2. 登録研究員でない発明者

Q1-2：発明者の中に登録研究員でない者も含めたい場合、どうすればよいですか。

A1-2：実施計画書に登録研究員として登録された方を発明者としていただくことが基本となります。特許法上の真の発明者を記載してください。登録研究員として登録されていない方が発明者として関与された場合には、その方を登録研究員として実施計画書に追記していただくことが必要となりますので、そのような場合が生じた際は、NEDO の担当者まで早めにご相談ください。

1-3. 国内優先権主張を伴う出願

Q1-3：国内優先権主張を伴う出願を行った場合、先の日本出願に係る「産業財産権等出願後状況通知書」の提出は必要ですか。

A1-3：日本出願を行った後、国内優先権主張出願を行った場合において、先の日本出願に係る産業財産権等出願後状況通知書の提出は必要ありません。

なお、日本出願 A を「先の出願」として国内優先権を主張する日本出願 B を行った場合の具体的な手続きは、以下のとおりです。

【日本出願 A】

① 出願から 60 日以内に産業財産権出願通知書を提出する。

※ 日本出願 B の出願公開後、出願 A の願書等のエビデンスを添付した産業財産権等出願後状況通知書やみなし取下げを報告する産業財産権等出願後状況通知書の提出は必要ありません。

【日本出願 B】

① 出願から 60 日以内に産業財産権出願通知書を提出する。

② 出願公開後遅滞なく（1 か月以内を目処に）、日本出願 B に係る願書、公開公報等のエビデンスを添付した産業財産権等出願後状況通知書を提出する。

1-4. 米国仮出願後の手続き

Q1-4：米国仮出願を行った場合は、どのような手続きが必要ですか。

A1-4：米国仮出願を行った場合の手続きは以下のとおりです。

- ① 仮出願の日から 90 日以内に、仮出願について産業財産権出願通知書を提出する。
- ② 本出願の日から 90 日以内に、本出願について産業財産権出願通知書を提出する。
- ③ 本出願の公開後遅滞なく、かつ、上記②の産業財産権出願通知書の提出後速やかに、書誌的事項を確認できる書類を添付して、本出願についての産業財産権等出願後状況通知書を提出する。書誌的事項を確認できる書類を添付した、仮出願についての産業財産権等出願後状況通知書の提出は不要。

1-5. 出願日の決定

Q1-5：分割出願した場合の出願日は、PMS にいつの日付を記載すればよいですか。

A1-5：PMS に記載いただく出願日は、日本・外国のいずれにおいても原出願日となります。

また、国内優先権出願は先の出願の出願日、PCT 出願の国内移行は PCT 出願の出願日を出願日に記載して下さい。

2. 著作権・技術情報の封印

2-1. 著作権の報告タイミング

Q2-1：著作権に係る産業財産権出願通知書は、どのタイミングで提出すればよいですか。

A2-1：著作権は、他の産業財産権とは異なり、創作した時点で権利が発生します。著作権の取得に、特許権や意匠権のような出願手続は必須ではありませんので、産業財産権出願通知書の提出は不要です。創作され次第、産業財産権等出願後状況通知書を提出してください。移転等については、他の産業財産権と同じです。

2-2. 再委託先からの封印申請

Q2-2：再委託先から技術情報の封印の申請希望がありますが、この場合の申請者は再委託先でよろしいですか。また、どのような手続きを行えばよいですか。

A2-2：再委託先の技術情報の封印の手続きは委託先における手続きを準用しますが、以下の点が異なります。

- ・再委託先が再委託契約に基づき封印申請書（申請者：再委託先、宛名：NEDO）を作成し、委託先に送付する。
- ・委託先は、再委託先から受領した封印申請書を NEDO 宛での送付状に添付して、PMS にて提出する。
- ・委託先、再委託先、NEDO の 3 者立ち合いで封印を行う。封印した技術情報は再委託先が保管する。

3. 報告の手続変更

3-1. 知財報告者の変更

Q3-1：これまで産業財産権出願通知書の提出は他の共願者が行っていました。今後は当社が知財報告を行うことになりましたが、どのような手続きが必要となりますか。

A3-1：PMS では知財報告者による産業財産権出願通知書の提出が必須となりますので、直ちに産業財産権出願通知書を提出してください。その際、「備考」欄には「産業財産権出願通知書は契約管理番号 * * * * にて共願者が提出しました。」と入力してください。

既に産業財産権出願通知書を提出している場合は、通常の場合と同様に以後の産業財産権等出願後状況通知書等を提出してください。

3-2. 第三者との共同出願

Q3-2：プロジェクト外の第三者と委託業務の成果を共同出願することはできますか。

A3-2：共同研究者はプロジェクト内の研究者であることが原則です。ただし、やむを得ない事情により、プロジェクト外の研究者が発明創作に関与した場合は、NEDO 担当部署と相談の上、委託先の責任のもとで、標準約款第 31 条第 3 項の第一号～第五号が遵守され、かつ標準約款第 31 条第 5 項の規定にある各条項の運用に支障を与えないよう、プロジェクト外の事業者との共同出願に関する契約（既存の共同研究契約等に包含することも可）を原則、出願前に締結してください。

案件が発生した場合は速やかに事業担当部へご連絡ください。

3-3. 技術研究組合が解散

Q3-3：技術研究組合が解散する場合、解散後、組合員が知財報告をする必要があると認識しますが、そのためには、どのような手続きが必要となりますか。

A3-3：標準約款第 35 条では、技術研究組合が知的財産権帰属届出書を NEDO に提出した場合は、契約者を技術研究組合から組合員に読み替え、組合員が知財報告できるよう規定されています。したがって、技術研究組合の解散前までに知的財産権帰属届出書を提出する必要があります。

その後は下記 Forms よりご提出ください。

技術研究組合対象知的財産権報告フォーム

4. 知的財産権の移転

4-1. 知的財産権移転承認申請書の提出者

Q4-1：知的財産権移転承認申請書は、移転元と移転先のどちらが提出したらよいですか。

A4-1：知的財産権移転承認申請書の提出元は原則移転元です。ただし、移転元からの提出が困難で、移転先か

ら提出する場合は、以下の手続きが追加されます。

- ・知的財産権移転承認申請書の提出前に移転先が産業財産権出願通知書、産業財産権等出願後状況通知書を提出する。
- ・知的財産権移転承認申請書の提出の際は、移転元が当該移転に合意していることがわかる資料を添付する。

4-2. 個人への移転

Q4-2：大学教授等個人への知的財産権の移転は可能ですか。

A4-2：個人への移転が、プロジェクト成果の活用、技術の国外流出に当たらないことを示して、NEDO の事前承認が得られれば可能です。

移転後もバイ・ドール条項の遵守義務は委託先に課せられていますので、移転先の個人に、その義務を委託先が遵守することに支障を与えないよう約定させてください。

事案が発生した場合は NEDO 担当部署に早めにご相談ください。

4-3. 他者に承継する際の手続き

Q4-3：委託業務に係るすべての権利義務を他者に承継することに伴う知的財産権の移転に関して、どのような手続きが必要ですか。

A4-3：知的財産権を含む、すべての権利義務の承継をしているので、知的財産権に関する移転承認申請を別途行うことは不要ですが、知的財産権の移転後は知的財産権移転通知書の提出が必要となります。

なお、知的財産権移転通知書以降の知財報告は承継された者からとなります。

4-4. 古いプロジェクトにおける知的財産権の移転

Q4-4：古い契約のプロジェクトに係る特許権の移転を検討していますが、どのような手続きが必要ですか。

また、知財運営委員会は、どのような場合に設置する必要がありますか。

A4-4：NEDO の事前承認を要しない場合（標準約款第 31 条第 3 項第四号 ただし書きに基づく）には、移転後に「知的財産権移転通知書」（移転の事実が確認できる書類を添付）を提出してください。

※2015/11/15～2020/03/31 の新規契約で国外の親又は子会社への移転の場合のみ、移転前に「知的財産権移転等届出書」を、移転後に「知的財産権移転通知書」をそれぞれ提出してください。

※業務委託契約特別約款で事前承認が必要と定めている場合もありますので、委託事業に関する契約すべてをご確認ください。

NEDO の事前承認を必要とする場合は、標準約款第 31 条の 3、第 33 条第 4 項に基づく手続きを行ってください。

※PMS を利用したことがない場合は下記より PMS 利用を申請してください。

PMS 利用申請

4-5. 放棄・持分放棄・持分譲渡

Q4-5：放棄、持分放棄、持分譲渡の定義と必要な手続を教えてください。

A4-5：【出願前、出願中、登録後などすべて共通です】

・放棄：特許を受ける権利や特許権などのすべてを放棄すること。共同出願においては出願人（又は権利者）全員が放棄することになり放棄後は権利が残りません。

2015年11月15日以降に契約を締結した事業の場合は、「知的財産権放棄届出書」を事前に提出してください。2015年11月14日までに契約を締結した事業については、放棄に関する報告は不要です。

・持分放棄：権利者自らが、他者と共有している特許を受ける権利や特許権のうち、自己の持分を一方的に捨てること。放棄した権利は残りの共有者に放棄前の持分比率に応じて按分されます。

2009（平成21）年4月1日以降に契約を締結した事業の場合は、「知的財産権持分放棄届出書」を事前に提出してください。移転承認手続は不要です。2009（平成21）年4月1日以前に契約を締結した事業の場合は、移転を行った日から60日以内に「知的財産権移転通知書」を提出してください。

・持分譲渡：他者と共有している特許を受ける権利や特許権のうち、譲渡契約等に基づいて他の共有者又は第三者に、自己の持分を譲渡すること。移転扱いとなりますので、標準約款第31条第3項四号ただし書きに該当する場合を除いて、「知的財産権移転承認申請書」の提出が必要です。

4-6. 外資企業の取り扱い

Q4-6：外資企業は外国企業と同じ扱いになるのでしょうか。

A4-6：会社法により国内に設立された企業は資本にかかわらず国内企業として扱われます。

逆に外国に設立された日系資本の企業は外国企業として扱われます。

外国の子会社（又は親会社）へ移転する際はご注意ください。

4-7. 独占的通常実施権の許諾

Q4-7：独占的通常実施権の許諾について、事前承認は必要ですか。

A4-7：独占的通常実施権は、特許法上は単なる通常実施権であり、産業技術力強化法第17条第1項第4号で定められた「当該特許権等を利用する権利であって政令で定めるもの」には含まれておらず、事前承認は不要です。

4-8. 専用実施権設定の事前確約

Q4-8：委託研究開発の成果に係る特許権を取得した場合について、第三者との契約において、当該特許権についての専用実施権を設定することを予め確約したい（専用実施権の予約）のですが、このような行為について、事前承認は必要ですか。

A4-8：委託者であるNEDOとの関係では、専用実施権の予約について承認は不要であり、専用実施権の設定を実際に行うときまでに承認を受けていただければかまいません。ただし、専用実施権の予約を取り決めた後に承認が受けられないことがあり得るため、契約書に、「専用実施権は、当該専用実施権の設定についてNEDOの承認が得

られた場合に設定される」等の条項を盛り込むことも一案です。

4-9. 仮専用実施権の設定

Q4-9：特許法第34条の2に規定された仮専用実施権の設定について、事前承認は必要ですか。

A4-9：仮専用実施権が設定された特許出願について特許権の設定登録があったときは、専用実施権が設定されたものとみなされます。そのため、仮専用実施権の設定についても、契約により事前承認制の対象としています。（標準約款第31条第3項第四号）

4-10. 知的財産権の一部移転

Q4-10：委託研究開発の成果に係る知的財産権の一部のみを第三者に移転する場合には、承認は必要ですか。

A4-10：知的財産権の一部のみの移転であっても、事前承認を受ける必要があります。

4-11. 知的財産権の親（子）会社への移転

Q4-11：委託研究開発の成果に係る知的財産権を親（子）会社に移転する場合にも、事前承認を受ける必要がありますか。

A4-11：標準約款上は、当該親（子）会社が日本にある場合には、事前承認の対象外となりますが、日本国外にある場合には、事前承認を受ける必要があります。

なお、当該親（子）会社が日本にある場合であっても、特別約款等により承認を受ける必要がある場合があります。

（参考）戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）知的財産の扱いに関する運用指針

令和4年12月23日 ガバニングボード

7. フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転の承諾

○産業技術力強化法第17条第1項第4号に基づき、フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転には、合併・分割による移転の場合や子会社・親会社への知財権の移転、専用実施権の設定・移転の場合等（以下「合併等に伴う知財権の移転等の場合等」という。）を除き、研究推進法人等の承認を必要とする。

○合併等に伴う知財権の移転等の場合等には、知財の権利者は研究推進法人等との契約に基づき、研究推進法人等の承認を必要とする。

○合併等に伴う知財権の移転等の後であっても研究推進法人は当該知財権に係る再実施権付実施権を保有可能とする。当該条件を受け入れられない場合、移転を認めない。

4-12. 外国特許権の独占的ライセンス

Q4-12：委託研究開発において外国特許権を取得したが、当該外国特許権の独占的ライセンスは、事前承認の対象となりますか。

A4-12：外国特許権についての独占的ライセンスは、当該外国特許権に係る発明の日本国内における実施を制限

するものではないため、事前承認の対象外としています。（標準約款第 31 条第 3 項第四号）

4-13. 著作権の独占的ライセンス

Q4-13：著作権の独占的ライセンスは、事前承認の対象となりますか。

A4-13：著作物を利用する権利の許諾については、NEDO の委託契約書においては、事前承認の対象としていません。（標準約款第 31 条第 3 項第四号）。

（注：異なる運用を行っている省庁・独法が存在する可能性があることに留意）

4-14. 合併先が国外の法人

Q4-14：特許権等を保有する者の合併先が国外の法人の場合においても事前承認は必要ないですか。

A4-14：国外法人との合併により特許権等が移転される場合は、事業や契約年度によっては事前承認が必要となる場合がありますが、合併にあたって NEDO への提出が必須となる「権利義務承継承認申請書」の承認に特許権等の移転も含まれるので、改めての事前承認は不要となります。

4-15. 事後に権利を移転等すべきでない者が判明

Q4-15：事後に権利を移転等すべきでない者が判明した場合に、事後報告等は必要ですか。

A4-15：そのような事実が判明した場合、速やかに委託者である NEDO にご報告ください。

4-16. 移転先からの更なる移転における事前承認義務

Q4-16：NEDO の委託研究の成果である特許権等を第三者に移転する場合、当該第三者と契約を取り交わす際に、移転を受ける当該第三者にも、次回以降移転を行う際は事前承認の義務を負うことを契約書に記載する必要がありますか。

A4-16：当該第三者との契約書等において、他の者に対し特許権等の移転又は専用実施権の設定等を行う場合には委託者である NEDO の事前承認を受けることを、当該第三者に約させる必要があります。（標準約款第 31 条第 5 項）

5. PMS の操作・利用申請

5-1. 該当する出願番号がない場合の対応

Q5-1：産業財産権産業財産権等出願後状況通知書を作成する際、「産業財産権設定」の項目で該当する出願番号が見つかりません。「無し」又は「産業財産権出願通知書を未提出」を選択してもよいですか。

A5-1：産業財産権出願通知書に出願番号を入力して提出していないと、産業財産権等出願後状況通知書で出願番号は表示されません。まずは、産業財産権出願通知書を提出してください。

産業財産権出願通知書を既に提出している場合は、

- ・「特願」「-(ハイフン)」の有無で検索結果が変わることがあります。
- ・PMS の初期画面では日本出願のみ表示されるので、「出願国」を空欄にしてから検索するとすべての知財が表示されます。

5-2. PMS に契約情報が未登録

Q5-2：PMS に契約情報が登録されていない場合、通知書等を提出するにはどうしたらよいですか。

A5-2：2006 年度以前に契約したプロジェクトは、PMS に契約情報が登録されていない可能性があります。NEDO 担当部署宛てに指定された方法（メール、郵送）で送付願います。

5-3. 業務管理者が退職

Q5-3：契約等事務管理者は業務管理者を登録することとなっていますが、プロジェクトは終了し、業務管理者は退職しているため後任がない場合、誰を登録すればよいですか。

A5-3：終了したプロジェクトにおける契約等事務管理者として、知財の事務処理を行う担当者を契約等事務管理者に登録して問題ありません。実施中のプロジェクトとは異なり、必ずしも業務管理者でなければならないということはありません。その際、PMS 利用申請書の備考欄には、「業務管理者の変更のため」と記載してください。ただし、PMS 利用申請書の代表者（押印者）は、「業務管理者」「上長（標準約款第 48 条（諸手続の委任））」又は「内部規則等で定められた知的財産部門長（知的財産権に係る各種申請、届出の提出を行うことができる者）」としてください。

6. その他

6-1. 知財報告の提出期限

Q6-1：既に終了しているプロジェクトについて、いつまで NEDO への知財報告をすればよいですか。終了後〇年など定まった期日はありますか。

A6-1：標準約款第 52 条の存続条項により、NEDO への知財報告は、保有する知的財産権が消滅するまでとしています。

なお、ノウハウの指定（標準約款第 29 条第 1 項及び第 2 項）、技術情報の封印等（標準約款第 30 条）は存続条項に含まれていないことからノウハウの秘匿期間は原則 5 年（10 年も可能）、技術情報（リスト含む）は契約終了後に事業者判断で廃棄可能です。

6-2. NEDO からの受領連絡

Q6-2：産業財産権出願通知書等の知財関連の書類の提出後、NEDO から受領等の連絡はありますか。

A6-2：NEDO からの直接の連絡はありません。PMS の通知書のステータスが「受領済み」となっていれば、NEDO で受領していることとなります。ステータスをご確認するようにお願いします。

6-3. 委託先が解散

Q6-3：委託先が解散等で存在しない場合は、再委託先から産業財産権等出願後状況通知書等を提出してもよいですか。

A6-3：委託先が解散等で存在しない場合は、再委託先からの産業財産権等出願後状況通知書等の提出を認めています。ただし、PMS は利用できませんので、個別に以下までご相談ください。

[chizaiken\[*\]nedo.go.jp](mailto:chizaiken[*]nedo.go.jp) ※E-mail は上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

6-4. 手続きの委託

Q6-4：知的財産権に関する届出や承認申請の手続きを、特許事務所に委託することはできますか。

A6-4：正式に業務委託している事務所であれば委託することは可能です。

その際は、備考欄に受託者から業務委託を受けている旨を記載してください。また、NEDO から確認が取れるように、「担当者の連絡先」は特許事務所でなく、受託者の担当者を記載してください。

6-5. 他機関へ事業移管後の知財報告

Q6-5：NEDO から他機関（AMED、経済産業省等）に移管したプロジェクトの知的財産権について、移管後はNEDO への知財報告は不要と考えてよろしいですか。

A6-5：移管前の知的財産権はNEDO 成果としてNEDO に報告、移管後のものについては他機関へ報告してください。同じ知的財産権について、両者に報告する必要ありません。

以上